

平成25年(ワ)第515号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 遠藤行雄 外19名

被告 国, 東京電力株式会社

第40準備書面 (被告東京電力準備書面(9)に対する反論)

2016(平成28)年2月5日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福 武 公 子

弁護士 中 丸 素 明

弁護士 滝 沢 信
外

第1 はじめに(本準備書面の目的と構成)

被告東京電力は、2015(平成27)年11月6日付けで準備書面(9)を提出した。その目的は、第1に避難指示区域の考え方と区域内の現在の状況を明らかにする、第2に原告らが本件事故発生時に居住していた各地域に係る避難指示等の有無・避難の状況・除染の実施状況・空間線量率の推移・当該地域の復興状況等を明らかにする、とされている(「第1 はじめに」)。

しかしながら、本件訴訟の争点との関係で、これらの主張がどのような位置

を占め、何を明らかにしようとするものか、主張自体からは必ずしも明らかではない。ただ、記載されている内容からして、避難指示区域のうち、居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、避難を継続する必要性・合理性がなかった（若しくは、なくなりつつある）ことを、避難指示区域外については、そもそも避難する必要性・合理性がない（そして、ますますなくなっている）ことを、主張しようとするものと解される。本書面では、その主張の誤りを明らかにする。構成は、次のとおりである。

第1に、被告東電の総論的主張（第2 避難指示区域について）について、区域設定の問題点、除染効果の限界などにつき総論的な反論を行う。

第2に、居住制限区域について、代表例として飯館村の「原告番号2」を取りあげる。近時実施した現地調査の結果も踏まえながら、この事例を通じて、帰還したくとも帰還できない実情を具体的に述べる。

第3に、避難指示解除準備区域について、代表例として南相馬市小高区の「原告番号15」を取りあげる。同じく近時実施した現地調査の結果も踏まえ、この事例を通じて、避難を継続せざるを得ない実情と、その必要性・合理性について具体的に述べる。

第4に、避難指示区域外に関して、原告番号8（矢吹町居住者）が避難せざるを得なかった実情は、既に第4準備書面の8の1乃至3等で主張した。本書面では、被告東京電力の提示する矢吹町の避難の状況・除染の実施状況・空間線量率の推移・当該地域の復興状況等が原告番号8の避難の必要性並びに合理性を否定する根拠とはならないことを明らかにする。

ここで取り上げる代表的な事例の検討によって、各区域の、共通する避難継続等の必要性と合理性が明らかになる。ただ、避難の合理性等を判断するにあたっては、これらの区域代表事例では明らかに出来ない個別的な事情をも考慮すべきであるから、それらについては、今後、適宜補充することになっている。なお、帰還困難区域については、被告東京電力としても、現時点で（あるいは

近い将来に) 避難継続の必要性が失われた (あるいは近い将来に失われる) とまで主張するものではないであろうから, 本書面では, あえて反論を差し控える。

第2 「第2 避難指示区域について」に対する反論

1 1乃至4 (避難指示の状況等) について

「線引き」による区域設定は, 被害実態とずれがあり, 区域の違いが必ずしも放射能汚染の実情, 復興政策の進捗と対応していない (甲二共70・10頁～)。そのため, 賠償格差が避難者層の分断を招き, 被災者に新たな苦痛を与えているのが現状である。また, 避難者が帰還できない事情はそれぞれであり, 政府の「線引き」により, 避難者の選択 (自己決定権) を奪うことは許されない。

2 5 (除染の実施状況) について

除染効果に限界があること (甲イ1・国会事故調報告書442～447頁) は, 原告ら第27準備書面において主張したとおりである。

また, 農地除染については, 技術的問題もあり農家の作付意欲は減少し, 作付け自粛が拡大している (甲二共71・238頁)。

さらに, 福島県は森林率が71%と高い地域であるが, これらの除染は宅地ベースで行われているため, 根本的な除染とはなりえない (同・239頁～)。被告は, 仮置き場での保管が適切になされているかのように主張するが, 現実には, 平成27年9月11日, 大雨の影響で, 川俣町や楢葉町の仮置き場7カ所が冠水している。そして, 飯舘村では, 除染で刈った草などを詰めた「フレコンバッグ」と呼ばれるポリエチレン製の黒い袋 (1立方メートル) が少なくとも82袋, 除染現場から川に流れ, このうち45袋は回収できていない (甲二共72)。

3 6（空間線量の状況）について

正確な線量を測定することが困難であることは、原告ら第18準備書面において主張したとおりである。

原子力規制委員会発表する空間放射線量率の測定は、モニタリングポストや、リアルタイム線量計等を利用して測定されている。国際環境NGOグリーンピースが平成24年10月16日～19日に実施した調査によると、調査した40か所のモニタリングポストのうち、75パーセントに該当する30か所が周辺の放射線量より低く表示をされており、中にはモニタリングポストから半径25m以内の放射線量を測定した結果、モニタリングポストの表示より4.5倍も高い放射線量を計測した場所もあるとのことである。すなわち、モニタリングポストの付近のみが集中的に除染されており、それ以外の部分での放射線量は高くなっているのである。実際に、弁護団にて視察に行った際にもモニタリングポストから少し離れた草むらや樹木の付近においては、放射線量は高くなっていたことは後述する。

被告東電の主張する放射線量率が、実際の居住エリアの放射線量を反映していないというのが、原告らに共通する実感である。

4 7乃至10（復興状況、賠償の考え方）について

争う。

5 県民健康調査の結果について

（1）被告東京電力の主張

被告東京電力は、各自治体の県民健康調査の結果を指摘した上で、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている旨主張する（乙二共133）。しかし、福島県による2巡目の甲状腺検査結果を踏まえた県民調査

の検討委員会・甲状腺検査評価部会による「県民健康調査における中間とりまとめ案」(第21回部会)によれば、放射線被ばくによる健康影響については今後の追跡調査を待たないと最終的な結論は分からないという趣旨の記載があり、県民調査の結果をもって直ちに健康被害があるとは考えにくいという評価をすることは早計であり、適切ではない。

(2) 最新の疫学論文

岡山大学大学院環境生命科学研究科教授津田敏秀氏は、国際環境学会の発行する医学雑誌「エビデミオロジー (Epidemiology)」に福島県で起きている小児甲状腺がんの多発は、「スクリーニング効果」や「過剰診断」ではなく、「被ばくによる過剰発生」であると分析する論文を発表し、その要旨はインターネット上で広く公表されている(甲二共73)。

(3) 報道状況

同教授の見解は、マスメディアを通じて広く報道されている(甲二共74, 75)。

(4) 小括

避難が合理的であるか否かは、科学的一般人を基準に決せられるべきではなく、あくまでも、通常人・一般人を基準に決せられるところ、このような専門家の見解・報道を目にした通常人・一般人が、放射線被ばくによる健康不安を感じ、避難し、または避難を継続することが、合理的であることは、明白である。

第3 「第3 避難指示区域内の各市町村における現在の状況」について

1 「5 飯舘村(原告番号2)」について

(1) 「(1) 避難指示の内容」について

認める。

(2) 「(2) 避難の状況」について

認める。

(3) 「(3) 除染の状況」について

認める。しかし、既に原告らの第18準備書面において主張したとおり、実施された除染の内容は不十分である。

飯舘村は森林が多く、住居が森林と隣接して存在する。しかし、森林全体においては、数か所において木柵工の設置等試行的な放射性物質の流出、拡散防止作業しか行われておらず、しかも、林縁20mの範囲で行う作業も、落ち葉等の堆積有機物の除去でしかない。当該除去方法では十分に放射性物質を除去できるとはいえず、実際に、樹木や草木の付近においては、線量が高くなっていた（甲第二共76写真撮影報告書）。

(4) 「(4) 空間放射線量率の状況」について

発表されている空間線量率の数値については、認める。

しかし、既に原告らの第18準備書面において主張したとおり、当該数値の測定方法には問題がある。被告の主張する放射線量率が現地の実際に生活した際の放射線量を反映しているとは限らない。実際に、弁護団にて視察に行った際にもモニタリングポストから少し離れた草むらや樹木の付近においては、放射線量は高くなっていた（甲二共76）。

(5) 「(5) 健康調査の結果」について

認める。

飯舘村は避難指示区域となっており、被告東京電力が述べるように全村民が避難中である。飯舘村に居住していない村民の健康調査結果を示したところで、飯舘村に住むことによる健康の悪影響がないことの裏付けとはならない。

また、放射性物質による放射線の人々の健康に影響を及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないのであって、当該検査結果をもって健康に影響が及ぶ数値ではないとは言えない。福島県による2巡目の甲状腺検査結果を踏まえた県民調査の検討委員会・甲状腺検査評価部会による「県民健康調査におけ

る中間とりまとめ案」(第21回部会)によれば、放射線被ばく健康影響については今後の追跡調査を待たないと最終的な結論は分からないという趣旨の記載があり、だからこそ、一般人に不安が広がっているのである。

なお、低線量被ばく健康に及ぼす影響について、原告らの第18準備書面で詳細に主張したので、ここでは繰り返さない。

(6) 「(6) 復興の状況」について

避難指示の解除を見越して、施設の建設準備が進められていること、米の作付の実証実験が行われていることについては認める。しかし、これらの事実を以て復興が進んでいると評価することは到底できない。

甲二共76写真撮影報告書記載のとおり、現時点においても飯舘村には、いたるところにフレコンバックが積み上げられており、フレコンバックの周辺では放射線量も高い数値となっている。この膨大なフレコンバックの今後の移動、保管については、最終的な目途が立っておらず、現状はいわば仮置き場として夥しい数のフレコンバックが積まれている。原告番号2の自宅の近くには、福島県相馬郡飯舘村草野字大師堂2番地3のセブンイレブンの他に日用品を買うことのできる場所はなく、公共の交通機関も存在しない(震災前にはバスが通っていた)。町役場では、平日に除染に関与する課と住民係窓口(ただし、住民票等の交付のみを行うのみであり、登録、届出はできない)のみ開いており、飯野村の出張所に移った他の課は開いていない。郵便局や病院も営業していない。小学校近くに居住することができないため、原告番号2の孫は、スクールバスに乗りわざわざ1時間近くもかけて通学している。このような状況では平穏安全な生活の構築は無理であり、積極的に帰村を決断する被害者は極めて少数と考えられ、現に、原告番号2の原告も到底そのような判断は不可能との意思を表明している。

新しい建物や立派な施設があったとしても、安心して居住できないのであれば、無用の長物である。

ちなみに、本件原発事故前には飯舘村のブランドとして基盤産業であった飯舘牛の経営なども今や不可能であることに示されている通り、村としての復興見通しが、被告東京電力主張のような楽観的状況とは程遠いのである。

2 「6 南相馬市（原告番号15）」について

(1) はじめに

南相馬市は、2006年（平成18年）、原町市と相馬郡小高町および鹿島町が合併して誕生した地方自治体で、その面積は398.58km²もの広さに及ぶ（比較例として、香川県の面積は1876km²である。）。現在は、旧市町の区域ごとに地域自治区を設け「原町区」「小高区」「鹿島区」として、かつての地方自治体の名称を残している。

しかしながら、本件事故後の被告国による被害の実態を無視した不合理な避難指示区域の指定やその解除によって、地域は分断され、コミュニティも不可逆的に破壊され、当該自治区の中でもその避難状況やその後の除染、復興状況等は区々である。したがって、そもそも個々の住民の生活状況や生活圏におけるインフラなどの具体的な状況を踏まえずして、到底その帰還の可否等、避難の合理性を判断することなどできない。

例えば、原告番号15の自宅がある南相馬市小高区については、日常生活圏に食料品の購入店舗がない、病院がほとんど開院される予定がない、原告番号15の自宅周辺の住民が故郷へ帰還する意思を持ってない、場所により放射線量が高い、除染物質が詰められたフレコンバックの集積場が次々に作られつつあるなど、本年4月以降に避難指示が解除されたとしても、原告らは帰還することが困難な状況にある（甲二15-6）。

被告東京電力準備書面（9）は、「南相馬市」との広域の市域にて各種統計資料を引用し、「(2) 避難の状況」「(3) 除染の状況」「(5) 健康調査の結果」「(6) 復興の状況」について説明するだけで、被害の実態に応じた具体的な

状況を全く考慮していない。したがって、これだけで各原告の避難の合理性等を否定する根拠とはなりえない。

以上を踏まえた上で、原告番号15を中心として、以下のとおり認否をする。

(2) 「(1) 避難指示の内容」について

認める。

(3) 「(2) 避難の状況」について

認める。

しかし、先述したとおり、南相馬市小高区については、避難指示が解除されたとしても、生活圏内に営業するスーパー、個人病院などがなく、学校等が再開されたとしても、子供たちが戻れる状況にはない(甲二15-6)。

(4) 「(3) 除染の状況」について

ア 認める。

しかし、除染作業の進捗により、現在、南相馬市小高区には、次々と除染物質をつめたフレコンバックの集積場が生まれている(甲二15-6陳述書3別紙⑫写真等)。また、地域自治区内の道路沿いに、放射能除染物質が大量に含まれた黒いフレコンバックが何千個も積み上げられた集積場が多数存在し、日常圏内にて住民の目に触れることにより、心理的にも住民の帰還を阻害している(甲二15-6陳述書3頁)。

イ 南相馬市における除染実施計画等について、その内容についてはおおむね認める。

しかし、南相馬市小高区に自宅がある原告番号15に即していえば、住宅の除染が行われたとはいえ、自宅の飲用の井戸の周囲の放射線量は0.4マイクロシーベルト、自宅裏手では0.87マイクロシーベルトもの高い放射線量の場所がある(甲二15-6陳述書)など、除染が不十分なものである。

小高区は、山間部が多い地域自治区であり、森や雑木林などの除染が、技術的・予算的に難しいことを考えると、除染作業が順調に進んでいるとは到

底いえない状況にある。

ウ 指摘の記事が存在することについては認める。

(5) 「(4) 空間放射線量率の状況」について

ア アについて

空間放射線量の各特定測定地点において、各放射線量の値を示したことは概ね認める。

しかし、例えば、原告15番の自宅には、0.87マイクロシーベルトもの高い放射線量の値を示す場所が存在するし（甲二15-6・2頁）、原告番号15自宅付近に最近開設されたフレコンバック集積場の壁際の放射線量の値は、0.647マイクロシーベルトも示す場所が存在する（甲二15-6別紙⑪写真）。

各測定地点での空間放射線量の値は、あくまで除染作業が入念になされたであろう各測定地点の周囲の値を示すにすぎず、原告らが実際に生活する空間における空間放射線量を反映していない。

イ イ乃至カについて

特定の各測定地点において、各放射線量を示したことは概ね争わない。

しかし、上記アで述べた通り、原告らの自宅及び生活圏内における実際の空間放射線量を反映していない。

(6) 「(5) 健康調査の結果」について

福島県及び南相馬市において、被告指摘の健康調査等が行われたことは認めるが、南相馬市の住民の健康に影響を及ぼすか否かは、今後の疫学調査等によらなければ断定できない。

(7) 「(6) 復興の状況」について

ア アについて

南相馬市において、「南相馬市復興総合計画」を策定したことは認める。

しかし、南相馬市は、398.58km²もの面積をもつ地方自治体であり、

2006年(平成18年)に三地方自治体が合併して誕生した経緯があるし、南相馬市各域の福島第一原子力発電所からの直線距離も様々であったため、各地域自治区の復興状況はまったく異なる。

原告番号15の自宅周辺(南相馬市小高区)においては、0.87マイクロシーベルトもの放射線量の値を示す箇所があったり、スーパーや医院の再開の様子が見られなかったり、自宅周辺の住民が帰還の意思を失っており、コミュニティの再築が不可能であるなど(甲二15-6)、復興計画が進んでいるとは到底言えない状況にある。

イ イについて

「広報みなみそうま」に当該記載があること自体は争わない。

ウ ウについて

「広報みなみそうま」に当該記載があること自体は争わない。

しかし、原告番号15の知る限りにおいて、原告番号15周辺の住民の大半が、地元へ帰還するという気持ちを失っている(甲二15-5・1頁)。

米作が可能になったとしても、実際に米作を担う農業世帯の帰還が進まなければ意味がない。

エ エについて

南相馬市の観光客入込状況について積極的に争わない。

しかし、南相馬市における観光需要としては、1000年近い歴史を持つ相馬野馬追に負うところが大きいと推認されるが、相馬野馬追が、毎年7月の数日間に限って開催される行事・祭事であるため、観光客の入込状況がただちに南相馬市全体の復興状況を示すものではない。

オ オについて

南相馬市の製造品出荷額については認める。

しかし、地域自治区ごとに製造業復興状況は異なり、原発事故前まで金属加工業を営んでいた原告番号15は、自宅の放射線量の高さ、周辺住民の帰

還の意思がなくコミュニティが復活する見込みがないことなどから、同事業の自宅での再開を断念している（甲二15-5，甲二15-6）。

カ カについて

南相馬市の求人状況について、求人倍率等の数値については争わない。しかし、そもそも求人倍率には、①求人倍率の分母として、職安に登録した求職者についてのみである。②求人内容が、南相馬市の住民のニーズにあった求人であるかは不明である（例えば、金属加工業を長年務めてきた原告15番に適した求人があるかどうか不明）。③求人内容が、南相馬市の住民の年齢構成に従ったものでない限り、採用されるのは若年者のみになるなどの問題が内在している。

したがって、求人倍率のみでは南相馬市の復興状況・経済状況の正確な把握はできない。

また、仮に、南相馬市における一部業種において「深刻な人手不足」に陥っているととしても、住民が帰還できる客観状況（放射線量への懸念、子供の健康・教育状況への懸念、地域コミュニティが復興されないことへの懸念等々）が揃っていないため、住民が地元にて就労する気持ちになれず、求人について応募が少ないことの結果ともいえる。

キ キ乃至ケについて

南相馬市の自動車保有台数の推移、新設住宅着工戸数の推移、事業所や学校、診療所が再開していることを示す数字自体は争わない。ただし、震災復興事業の影響等で一時的に増加している可能性が否定できないこと、また、復興が極めて不十分であることは先に指摘したとおりであり、到底帰還ができる状況ではない。

(8) 原告番号15以外の原告らについて

追って、認否・反論する予定である。

第4 「第4 避難区域外の各市町村における現在の状況」について

1 「3 西白河郡矢吹町（原告番号8）」について

(1) 「(1) 避難指示の内容」について

認める。

(2) 「(2) 避難の状況」について

ア 第1段落について

東日本大震災に係る子どもの避難者数調べにおいて、矢吹町が把握している人数が、被告東京電力の主張する「平成24年4月1日時点において54人（いずれも県外避難者）、平成27年4月1日時点において42人（県内避難者1人、県外避難者41人）」となっていることは認める。なお、前記避難者数は、避難者のあくまで任意の届け出に基づくもので、避難者の所在地の情報を、避難先の都道府県を通じて避難元の県や市町村に提供する「全国避難者情報システム」の積み上げ等によるものであり（乙ニ共128の2）、必ずしも実数ではない。

イ 第2段落について

矢吹町が把握している平成27年4月1日時点における東日本大震災に係る子どもの避難者数が42人であり、矢吹町における平成23年1月1日時点における18歳未満の人口3038人に占める割合が1.38パーセント（端数四捨五入）であることは認め、その余は争う。

矢吹町においては、平成22年値の総世帯数が5943戸であるところ、そもそも流動性が極めて低く避難することを想定し得ない農家数が1062戸（甲ニ共77）、17.87パーセントを占めるのであって、東日本大震災に係る子どもの避難者数の18歳未満の人口に占める割合からは、矢吹町における平均的・一般的な人の避難の実態は把握できない。

ウ 第3段落について

争う。平成24年4月1日時点の避難者数は30109人（県内避難者122

14人、県外避難者17895人)であるところ、平成27年4月1日時点においても24973人(県内避難者11492人、県外避難者12006人)が避難を継続しており(乙ニ共128の1,同2)、この間、避難者数が大幅に減少したとは言えない。

エ 第4段落について

「原告番号8は本件事故から半年以上が経過した平成23年12月に至ってから避難を開始した」事実は認め、その余は争う。

なお、東日本大震災に係る子どもの避難者数は、平成24年4月1日時点で30109人であるところ、同年10月1日時点には925人増加し30968人となり、その後、緩やかに減少している(乙ニ共128の1,同2)。放射能の拡散状況やその健康被害などについて、本件事故から一定の時間を経て広く報道されるようになったのであって、本件事故と避難開始までの間に一定のタイムラグが生じるのは当然である。

(3) 「(3) 除染の状況」について

ア 「ア」について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

原告番号8の本件事故時点の居住地(矢吹町大町285番地)が除染の対象とはされてない事実は認め、同居住地が線量的に問題がないとの主張は争う。矢吹町は、「平常時(0.04 μ Sv/h)に比べ大きな空間線量率にある状況で、私たちは健康について大きな不安を抱いています。」として除染の必要性を認め、「①長期的に追加被ばく線量を年間1mSv以下とすることを目標とします。」「②今後2年間で、日常生活環境における空間線量率を0.23 μ Sv/h以下となるよう目指します。」ことを目標としながらも、「行政だけでは町内全域を早急に除染することは難しい」との理由で、町が除染を行う区域

を「国・県及び独立行政法人と相談し定め」、それ以外の区域の除染については町民任せにしたにすぎない（乙ニ共141の1の2～4頁）。原告番号8の本件事故時点の居住地が除染の対象とはされていない理由は、線量的に問題がないからではなく、行政だけでは除染することは難しいとの理由からである。

イ 「イ」について

認める。

(4) 「(4) 空間放射線量率の状況」について

2015（平成27）年10月13日時点の「矢吹町立矢吹幼稚園」の空間放射線量率の測定結果が0.094マイクロシーベルト/時であることは認める。

なお、原告番号8の居住地（矢吹町大町265番地）付近の放射線量率に関し、2011（平成23）年5月20日時点で矢吹町立矢吹小学校で0.51マイクロシーベルト/時（甲ニ8の9）、同年7月19日以前に矢吹町立矢吹幼稚園で1.6マイクロシーベルト/時以上（甲ニ8の16）、同年9月25日以前に矢吹町道路脇（長峰）で3.32マイクロシーベルト/時及び側溝（定住化促進）で2.56マイクロシーベルト/時など（甲ニ8の21）が測定されている。

(5) 「(5) 健康調査の結果」について

ア 「ア」について

矢吹町について、平成23年6月27日から平成27年8月までの累計で5508人（男性2659人、女性2849人）が検査を受け、預託実効線量が1ミリシーベルト以上の被検査者がいないとの検査結果が出たことは認め、その余は争う。そもそも正確な線量を計測することは困難であり、また、放射性物質による放射線の人々の健康に影響を及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないのであって、前記検査結果をもって預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではないとは言えない。

なお、低線量被ばくが健康に及ぼす影響について、原告らの第18準備書面で詳細に主張したので、ここでは繰り返さない。

イ 「イ」について

(ア) 第1文について

認める。

(イ) 第2文について

県民健康調査において、被告主張の評価がされたこと自体は認める。しかし、放射性物質による放射線の人の健康に影響を及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないのであって、矢吹町民の4ヶ月間の外部被ばく線量推計値を以て「放射線による健康被害があるとは考えにくい」との評価の内容自体は争う。

なお、低線量被ばくが健康に及ぼす影響について、原告らの第18準備書面で詳細に主張したので、ここでは繰り返さない。

(6) 「(6) 復興の状況」について

ア 「ア」について 認める。

イ 「イ」について 認める。

ウ 「ウ」について 認める。本件事故後、矢吹町の製造品出荷額は明らかに減少しており、本件事故の影響が窺える。

エ 「エ」について 認める。

オ 「オ」について 否認ないし争う。福島県市町村勢一覧によれば、矢吹町の自動車保有台数について、平成23年は1万5000台、平成25年は1万5456台であり、その推移は下記のとおりであって（単位は台、いずれも3月31日時点）、平成24年以降も、矢吹町における消費活動、経済活動が活発に行われていることを示すほどの増加は認められない。

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
1万4656	1万4754	1万5000	1万5204	1万5456

カ 「カ」について 認める。

2 「1 広野町（原告番号14）」及び「2 いわき市（原告番号11）」

について

追って、認否反論する予定である。

以上